

## 新潟県警察職員提案制度運用要綱の制定について（例規通達）

平成16年10月20日

本部（機改）第45号

[沿革] 平成19年3月本部（機改）第15号、22年3月本部（企）第18号、令和6年2月本部（警務）第7号、7年9月第56号改正

職員による提案等の活性化を図るとともに、職員が警察行政全般に関して参画する環境の構築等を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成16年11月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、新潟県警察職員提案制度運用要綱の制定について（平成12年7月3日付け本部（警務）第51号）は、廃止する。

### 別添

#### 新潟県警察職員提案制度運用要綱

##### 第1 目的

この要綱は、職員からの提案、要望及び意見（以下「提案等」という。）を業務に反映させることにより、県民の要望にこたえる業務運営と活力に満ちた組織づくりの推進を図ることを目的とする。

##### 第2 職員の責務

職員は、警察業務及びサービスに関して改善等を要すると認めたときは、積極的に提案等を行わなければならない。

##### 第3 所属長の責務

所属長は、職員が提案等を行いやすい環境を整えるとともに、職員からの提案等の実現を図り業務に反映させるよう努めなければならない。

##### 第4 提案等の対象事項

提案等に係る事項は、次のとおりとする。

- (1) 警察行政に関する事項
- (2) 事務の合理化に関する事項
- (3) 勤務制度に関する事項
- (4) 市民応接に関する事項
- (5) 装備資機材並びに給与品及び貸与品に関する事項
- (6) 施設整備に関する事項
- (7) 明るく活力ある職場環境づくりに関する事項
- (8) 各種事故防止に関する事項
- (9) その他警察業務及びサービスの改善に関する事項

##### 第5 提案等の方法

- 1 職員は、提案等を行うときは、警務部長又は所属長に対して行うものとする。
- 2 提案等は、原則として提案等カード（別記様式第1号）により行うものとする。  
なお、提案等カードは、提案等1件につき1枚作成するものとする。
- 3 警務部長に対する提案等を行うときは、警務部警務課長（以下「警務課長」とい

う。)を經由して提案等カードを送付するものとする。

- 4 所属長に対する提案等を行うときは、次長を經由して提案等カードを送付するものとする。

## 第6 所属長の措置

- 1 所属長は、職員からの提案等を受理したときは、幹部会議において検討させるものとする。
- 2 幹部会議の出席者は、次に掲げる者とするが、必要がある場合は、それ以外の者も出席できるものとする。

### (1) 県本部の課

警部以上の階級にある警察官及び同相当職以上の一般職員（執行隊にあっては警部補以上の階級にある警察官及び同相当職以上の一般職員）

### (2) 署

課長以上の職にある者

- 3 所属長は、1の幹部会議の検討結果を踏まえ、当該提案等を受理した日から1か月以内を目途に、下記の区分により採否等の決定を行わなければならない。

(1) 採 択 提案等どおり直ちに実施できるもの

(2) 一部採択 提案等どおりには実施できないが、提案等の一部について実施できるもの

(3) 趣旨採択 直ちに実施できないが、提案等の趣旨、考え方等は理解でき、検討を加えて近い将来実施していくもの

(4) 参 考 採択はできないが、今後の改善上参考となるもの

(5) 不 採 択 実施できないもの

(6) 重 複 当該提案等を受理した日から過去半年以内に同様の提案等がなされ、結論が出ているもの

(7) 実 施 済 過去に同様の提案等又はその他の理由により、提案等に係る改善がなされているもの

(8) 継続審議 提案等に対する採否等の決定について、検討に一定の期間を要するもの

(9) 本部提案 県本部の課において審査を要すると認めるもの

- 4 所属長は、採否等の決定（3(8)を除く。）を行ったときは、速やかに決定内容を提案等採否等決定通知書（別記様式第2号）により提案者に回答し、提案等及び決定内容を所属職員に周知するとともに、提案等採否等決定通知書の写しを警務部長に送付（警務課長経由）するものとする。この場合において、本部提案を決定したもののについては、提案等カードの写しを添付するものとする。

- 5 所属長は、3において継続審議を決定した提案等について、決定した日から2か月以内に、改めて3(1)から(5)までのいずれかの採否等の決定を行うものとする。

- 6 所属長は、採択した提案等を速やかに実施しなければならない。

## 第7 警務部長の措置

- 1 警務部長は、本部提案及び職員からの提案等を受理したときは、提案内容に係る業務を主管する県本部の課（以下「主管課」という。）の課長（以下「主管課長」と

いう。)に採否等の決定を行わせるものとする。

- 2 警務部長は、提案等の内容が複数の主管課に関係するときは、関係する主管課長の中から検討、協議及び調整（以下「検討等」という。）を総括する者を指定し、採否等の決定を行わせるものとする。
- 3 警務部長は、主管課長が行った採否等の決定を提案者に文書で回答し、その旨を当該所属長に通知するとともに、提案等及び決定内容を全職員に周知するものとする。
- 4 警務部長は、提案等のうち必要と認めるものを本部長に報告するものとする。

## 第8 警務課長の措置

警務課長は、警務部長が受理した本部提案及び職員からの提案等について、提案等一覧表（別記様式第3号）により、採否等の決定が遅滞することのないよう全体を管理するものとする。

## 第9 主管課長の措置

- 1 主管課長は、警務部長から採否等の決定を行うよう指示された提案等については、速やかにこれに応じるものとし、事務担当者を指定の上、当該指示を受けた日から1か月以内を目途に第6の3の区分((9)を除く。)により採否等の決定を行い、その結果を警務部長に報告（警務課長経由）するものとする。
- 2 主管課長は、提案等に対する事務担当者の検討等の進捗状況を随時確認し、採否等の決定が遅滞することがないように管理するものとする。
- 3 主管課長は、採否等の決定に当たっては、可能な限り提案等の実現に向けた検討をするものとする。この場合において、必要により広く職員から意見を聴き、採否等の参考とすることができるものとする。
- 4 主管課長は、採否等の決定に当たり、必要により専門的知識を有する者に事前に検討等を行わせることができる。
- 5 主管課長は、本県警察のみでは提案等を実施することが困難な場合は、必要により、警察庁、他官庁等に働きかけるように努めるものとする。
- 6 主管課長は、1において継続審議を決定した提案等について、決定した日から2か月以内に、改めて第6の3(1)から(5)までのいずれかの採否等の決定を行うものとする。
- 7 主管課長は、採択した提案等を速やかに実施しなければならない。

## 第10 賞揚

所属長又は主管課長は、警察業務遂行上、効果的な提案等を行った職員に対し、新潟県警察の表彰取扱いに関する訓令（平成5年本部訓令第6号）により、表彰又は表彰上申をするものとする。

## 第11 その他

- 1 この要綱に関する庶務は、警務部警務課において処理する。
- 2 所属長は、総合監察等における意見、要望等（以下「意見要望等」という。）を認知した場合は、当該意見要望等を述べた職員に対し、必要に応じ提案等を行うよう助言するものとする。